

連島南中学校区学校運営協議会 規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会を活用し、連島南中学校区全体の学校園の運営について協議する「連島南中学校区学校園」を組織する共同協議会で、名称は、「連島南中学校区学校運営協議会」（以下「協議会」という）と称し、事務局を連島南中学校内に置く。

(目的)

第2条 幼稚園、小学校、中学校の12年間を包括する連島南中学校区学園が目的とする「目指す子ども像」の実現に向けて、特に、本協議会は、地域住民及び連島南中学校に在籍する生徒の保護者等(以下、「地域住民等」という)が学校運営に参画・協働することにより、自己有用感をもった生徒の育成をめざし、次の各号に掲げる事項の達成に努めるものとする。

- (1) 地域社会・学校園・家庭の三者が協働して、教育活動に対し、主体的・積極的に支援・協力するとともに、一体となって学校園運営や園児・児童・生徒の健全育成に取り組むこと。
- (2) 地域住民等のニーズを的確に学校園運営に反映させ、この地域ならではの特色ある学校園づくりを推進すること。また、連島南中学校区を愛し、連島南中学校区に誇りを持つ子どもを育成すること。

(協議内容)

第3条 本協議会は、以下の事項について協議する。

- (1) 学校の運営方針に関すること。
- (2) 施設・設備等の整備に関すること。
- (3) 学校評価に関すること。
- (4) 学校支援活動に関すること。
- (5) 学校や地域の課題解決に関すること。
- (6) その他、校長が必要と認めること。

2 本協議会は、学校の基本的な方針について承認する。

3 本協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるための支援を行う。

(委員)

第4条 本協議会の委員は、15名程度の委員をもって組織する。

2 委員は、校長のほか、次に掲げる者のうちから校長が推薦し教育委員会が任命する。

- (1) 連島南中学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者(有識者)
- (4) 連島南中学校の教職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、任命の日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 本協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし教職員は会長になることはできない。

- 2 会長は、会務を総理し、本協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 本協議会の会議(以下「会議」という。)は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決することによる。
 - 5 議決すべき事項に利害関係を有する委員は、当該事項について議決権を有しない。
 - 6 校長は、必要があると認めるときは、委員以外の適任者を会議に出席させることができる。

(意見の申出)

- 第8条 本協議会は、学校運営に関することについて、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。この場合において、教育委員会に対して意見を述べるときは、校長を通じて行わなければならない。

(守秘義務及び禁止行為)

- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は次の項に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員にふさわしくない行為
 - (2) 営利行為、政治活動や宗教活動等、委員としての地位を不当に利用する行為
 - (3) その他、本協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動

(委員の解任)

- 第10条 教育委員会は、本人からの辞任の申し出があった時のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。
- (1) 第9条に掲げるものに違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき
 - (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき

(学校運営に関する評価)

- 第11条 本協議会は毎年1回以上、学校の運営状況について評価するものとする。

(住民の参画の促進等と情報提供)

- 第12条 本協議会は、学校運営について地域住民等の参画が促進されるよう努めなければならない。
また、教育委員会及び校園長は、適切な合意形成のための情報提供に努めなければならない。

(庶務)

- 第13条 学校運営協議会の庶務は、教頭と教務主任が処理する。

(その他)

- 第14条 この規約に定めるものの他、必要な事項は校長が定める。

- 附則 この規約は、令和6年6月27日から施行する。